

わかくさ保育園 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 薬師寺会
事業者の所在地	栃木県下野市薬師寺 3 1 5 1 番地 2
事業者の連絡先	0 2 8 5 （ 5 8 ） 7 4 3 8
代表者氏名	理事長 小池 裕昭

(2) 施設の概要

種別		保育所						
名称		わかくさ保育園						
所在地		栃木県下野市薬師寺 3 1 5 1 番地 2						
連絡先		(施設の電話番号) 0285 (58) 7438 (施設の F A X 番号) 0285 (58) 7438						
施設長氏名		園長 安久井 幸子						
開設年月日		昭和 6 0 年 4 月 1 日						
利用定員	(2 号)	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
(令和 8 年度)	(3 号)	1 2 人	1 5 人	1 5 人	1 3 人	1 1 人	1 4 人	8 0 人
当園の基本理念・方針		(保育理念) 1 子ども一人ひとりを大切に、丈夫な体を作り豊かな人間性を育むことを目指す。 2 保護者との信頼関係を築き、共に協力して子どもの育ちや子育てを支えることを目指す。 3 地域の人々や関係機関などのネットワークを大切に、地域の子育てを支えることを目指す。						
		(施設の目的及び運営方針) 1 わかくさ保育園(以下「当園」という。)は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とします。 2 「当園」は、保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、園児にとつて最もふさわしい生活の場の提供に努めます。 3 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との綿密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。 4 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。 5 「当園」は、「下野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」(平成 26 年 9 月 26 日下野市条例第 25 条)、その他関係法令、通知等を遵守し、事業を実施します。						

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	4295 m ²
	園庭	1910 m ²
園舎	構造	木造 1階建て
	延べ	1033.47 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	2 室	
ほふく室	1 室	
保育室	4 室	うさぎ組：2歳児クラス、きりん組：3歳児クラス、ぞう：4歳児クラス、らいおん組5歳児クラス
学びのひろば	1 室	
調理室	1 室	
医務室	1 室	
職員室兼事務室	1 室	

(5) 職員体制（令和8年4月1日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人	0人	園全体の運営管理を担い、職員指導や園児の状況把握を行い、園務を統括する。
主任保育士	1人	1人	0人	園長を補佐し、職員の業務調整や保育士・保護者対応などを統括する。
保育士	20人	13人	7人	保育計画の作成・実施・記録を行い、園児の保育と安全管理に従事する。
看護師	1人	1人	0人	園児の健康管理や衛生管理を行い、保健指導や保健情報の発信を担う。
栄養士	1人	1人	0人	献立作成や給食調理を行い、食育活動を通じて園児の健康を支援する。
調理員	2人	1人	1人	献立に基づく調理業務及食育に関する活動を行う。
事務員	1人	1人	0人	自治医科大学からの出向職員

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分（11時間）
	保育短時間	午前8時00分～午後4時00分（8時間）
延長保育	標準時間	夕：午後6時00分～午後8時00分
	保育短時間	朝：午前7時00分～午前8時00分 夕：午後4時00分～午後6時00分
開所時間	月～金曜日	午前 7時00分～午後 8時00分
	土曜日	午前 7時00分～午後 6時00分
休業日	日曜日	
	国民の祝日に関する法律（平成23年法律第178号）に規定する休日	
	年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）	



(7) 利用料等

1. 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
給食提供に係る費用 ●主食費 ●副食費	食事の提供に要する費用のうち、主食に係る費用であり、3歳児クラス以上の2号認定子どもの給付費に含まれないため。 食事の提供に要する費用のうち、副食に係る費用であり、3歳児クラス以上の2号認定子どもの給付費に含まれないため。	(月額 8,000 円) 月額 3,000 円 月額 5,000 円
行事費用	遠足等に係る交通費、施設使用料、保険代等	随時、実費を徴収
日本スポーツ振興センター共済掛金	当園の管理下における児童の災害（負傷、疾病、障害または死亡）に対して災害共済給付を行うための保険への加入に係る費用	年額 210 円
教材費・月刊絵本購入代	教育・保育で利用（個人所有）	実費
カラー帽子購入代	教育・保育で利用（個人所有）	実費
メール代	かんたんメール利用料	月額 100 円
写真代	保育園行事等の写真代	購入希望者（実費）
おむつ処分代	3歳児以下の園児が使用する紙おむつの処分に係る費用	希望者 月額 0～2歳児 350 円 3歳児以上 650 円 ※下野市からの補助 0～2歳児 1人当たり月額 300 円

延長保育に係る利用者負担金（延長保育に係る人件費として）

認定区分	延長保育利用時間	金額
保育標準時間認定	18:00 ～ 20:00	1時間 300 円 2時間 600 円 (1箇所 上限 6,000 円)
保育短時間認定	7:00 ～ 8:00 16:00 ～ 18:00	1時間 300 円

2 一時預かり保育に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保育料	・利用時間：平日 9:00～17:00（要相談） ・定員：若干名（余裕活用型） 一時預かりに係る人件費として	0歳児 500 円／時 (上限 3,000 円／日) 1歳児、2歳児 400 円／時 (上限 2,400 円／日) 3歳児以上 300 円／時 (上限 1,800 円／日)
給食費	給食代	400 円
	おやつ代	100 円
おむつ処分代	おむつ処分を依頼された場合	50 円

(8) 提供する特定教育・保育の内容

1 子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

2 食事の提供（アレルギー等への対応）

当園では、「自園調理」により、子どもの年齢に応じた食事の提供を行います。

なお、使用する食材の中にアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。ご相談のうえ、除去するなど可能な限り対応いたします。

（例）卵・牛乳・ナッツ類等

(9) 年間行事予定

月	行事内容
毎月	誕生会、身体測定（上旬）、避難訓練、お弁当の日（6～9月は休み） 体操教室（らいおん・ぞう・きりん組）、年長児リクエスト給食（6月～） お茶のお稽古、英語であそぼう（らいおん組 10月～）
4月	進級式、懇談会
5月	こどもの日フェスティバル、内科・歯科検診、尿検査、さつま芋苗植え
6月	虫歯予防キャンペーン、プール開き
7月	七夕会、特別保育、夕涼み会（父母会との共催）
8月	プール・水遊び参観
9月	プール納め
10月	運動会
11月	さつま芋掘り、内科・歯科検診、尿検査、親子遠足、避難訓練（消防署指導）
12月	わかくさ祭り（父母会と共催）、生活発表会、クリスマス会、もちつき会
1月	保育参観、作品展
2月	豆まき会、クラス懇談会
3月	ひな祭り、お別れ遠足（らいおん組）、卒園式

(10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。
退園理由	1 園児が小学校に就学したとき 2 給付認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき 3 その他、利用継続について重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	1 登園は9時00分までをお願いします。 2 当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は9時00分までにご連絡ください。（メールまたは電話で） 3 原則として、保育時間内での迎えをお願いします。緊急の場合で、迎えが遅れたり、延長保育を利用する場合には16時30分までにメールでご連絡ください。緊急での早退などの連絡は、園の電話（0285-58-7438）にご連絡ください。 4 登園後に38℃を超えた場合や普段と違う状況の時には、連絡をさせていただきます。 5 麻疹（はしか）・百日咳・水疱瘡・流行性耳下腺炎、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、登園してください。 6 与薬については、医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。必要がある場合は個別にご相談ください。

(11) 嘱託医

医療機関の名称	自治医科大学 小児科学
責任者	教授 小坂 仁
所在地	栃木県下野市薬師寺 3311 番地 1
電話番号	0285（44）2111（代表）

(12) 嘱託歯科医

医療機関の名称	自治医科大学 口腔外科学
責任者	教授 野口 忠秀
所在地	栃木県下野市薬師寺 3311 番地 1
電話番号	0285（44）2111（代表）

(1 3) 緊急時における対応方法

- 1 「当園」の職員は、保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医または園児主治医に連絡する等、必要な措置を講じます。
- 2 保育提供により事故が発生した場合は、下野市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 3 「当園」は、事故の状況や事故に採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

【管轄する消防署】

消防署名	石橋消防署
所在地	栃木県下野市下石橋 246-1
電話番号	0285(53)6169

【管轄する警察署】

警察署名	下野警察署
所在地	栃木県下野市下古山 2451-4
電話番号	0285(52)0110

(1 4) 非常災害対策

防火管理者	園長 安久井 幸子
消防計画届出年月日	令和 7 年 4 月 30 日
自衛消防訓練通知書	年 2 回消防署へ提出
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月 1 回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	自治医科大学子ども医療センター
緊急時の連絡手段	メール、171（災害用伝言ダイヤル）

(15) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	笠倉 幸枝	主任保育士
相談・苦情解決責任者	安久井 幸子	園長
第三者委員	河田 加代子	下都賀教育事務所学校支援課
		スクールソーシャルワーカー
	並木 誠	自治医科大学附属病院 患者サポートセンター医療福祉相談室
		医療ソーシャルワーカー (室長)

※当園では、上記ほか、園内要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

【要望・苦情等への対応方法】

「当園」は、提供した保育に関する要望・苦情に対して迅速かつ適切に対応するために、社会福祉法第82条の規定に基づき、保護者からの様々な意見・要望・不満に対する適切な対応を講じるとともに、その解決を図るための事項について、「社会福祉法人薬師寺会の福祉サービスに関する苦情解決体制設置要綱」を定めるものとする。

(16) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済給付
保険の内容	保育園の管理下で、園児の災害（負傷・疾病・障害または死亡）が発生した時には、災害共済給付（医療費・障害見舞金または死亡見舞金の給付）を行う。国・設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度。

(17) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(18) 虐待防止等の措置について

園児の虐待防止及び人権擁護等を図るために、責任者（園長）を配置し、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。

園児に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

(1 9) 「カスタマーハラスメント」への対応について

当園では、園児に安全で質の高い保育を提供するとともに、職員が安心して働くことができる環境を確保するため、保護者その他関係者による社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動（カスタマーハラスメント）の防止に取り組んでいます。

カスタマーハラスメントに該当する行為があった場合は、組織的に対応するとともに、必要に応じて関係機関と連携し、適切な措置を講じます。

(2 0) 「こども性暴力防止法」の対応について

「当園」は、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」その他の関係法令に基づき、児童対象性暴力等の防止、安全確保、相談体制の整備、職員研修その他必要な措置を講じ、園児の安全確保に努めます。